

特定事業所加算 算定基準確認票

R1.5.1

1 特定事業所加算の趣旨

- (1) 特定事業所加算は、安定継続的に必要な体制が整備され、介護福祉士等によるサービス提供、重度者対応などの点において、質の高い運営を行ったことを評価する加算です。また、当該加算は、特定の利用者のみを対象として算定するものではなく、事業所がサービスを提供するすべての利用者を対象として算定するため、利用者への説明、利用者負担額への影響など特段の配慮が必要です。
- (2) 加算とは、上乘せのサービス提供を評価して算定されるものであり、最低限必要と定められた要件をすべて満たしていなければ、報酬請求することはできません。
- また、加算の届出以降は常に要件を満たしている必要があり、要件に該当しないことが判明した場合には、その時点で加算廃止届を出し、翌月分から算定しない取扱いになります。
- (3) 質の高い事業所運営を常に行うことが目的であることから、要件を満たすことが目的となるような事業所運営に陥ることは決してないようにしなければなりません。

2 要件の理解、毎月の確認

この確認票は厚生労働省発出の報酬告示及び留意事項通知等をまとめたものです。本票に記載する内容とあわせて、報酬告示、基準告示及び留意事項通知の内容を複数名体制で理解しておいてください。理解不十分な状態で報酬請求を行った結果、過誤調整（返還）に至る事例が散見されていますので、注意してください。

また、毎月必ず、要件が満たされていたかを複数名体制で確認して、請求誤り等のないように報酬請求してください。

3 報酬告示に規定する加算割合（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 共通）

特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅲ）	特定事業所加算（Ⅳ）
所定単位の 20/100 加算	所定単位の 10/100 加算	所定単位の 10/100 加算	所定単位の 5/100 加算

4 用語の定義

区分	名称
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
基準告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
記録	加算の算定に最低限必要な記録

特定事業所加算の算定要件

特定事業所加算（Ⅰ）所定単位の 20/100 加算	①～⑪すべて適合
特定事業所加算（Ⅱ）所定単位の 10/100 加算	①～⑦及び⑧又は①～⑦及び⑨～⑩が適合
特定事業所加算（Ⅲ）所定単位の 10/100 加算	①～⑦及び⑪が適合

以下の①～⑪右欄は基準告示をもとにまとめたものです。詳細は基準告示を必ずご確認ください。
 <体制要件>

①	全ての従業者（登録を含む。以下同じ。）に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
《留意事項通知等》 居宅介護等①アと同じ	

②	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達若しくは当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。
《留意事項通知》 ○当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 ○会議の開催状況については、その概要を記録することとする。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要がある。 ○利用者に対して土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「又はサービス提供責任者が従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用とするものとし、必ずしも毎月の開催ではなく、必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、この場合においても、会議の開催状況については、その概要を記録する必要がある。 《加算算定に必要な記録》 会議の議事録（記載内容：開催日時、開催場所、出席者、会議の内容等）	

③	サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。
《留意事項通知》 ○「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ○「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能。 ○「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 《加算算定に必要な記録》 毎月の、サービス提供責任者からヘルパーへ文書等により伝達した留意事項の記録	

④	事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。
《留意事項通知等》 居宅介護等④と同じ	

⑤	運営規程に定める緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
《留意事項通知等》 居宅介護等⑤と同じ	

⑥	新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
《留意事項通知等》 居宅介護等⑥と同じ	

⑦	サービス提供に当たり、常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。
<p>《留意事項通知》</p> <p>○「常時、従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。</p> <p>○届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちにその旨を届け出ること。</p> <p>《加算算定に必要な記録》</p> <p>サービス提供実績記録票およびサービス提供実績記録 (日中、夜間、深夜、早朝のどの時間帯においてもサービス提供の実績が加算の要件として必要となる。)</p>	

<人材要件>

⑧	<p>次のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上 ・ 従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び 1 級課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上 ・ 前年度若しくは算定日が属する月の前 3 月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が 100 分の 40 以上
《留意事項通知等》 居宅介護等⑧と同じ	

重度訪問介護

⑨	全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者又は <u>重度訪問介護従業者として6000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。</u>
---	---

《留意事項通知》

○「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

○「5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは1級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、本要件に含むものとする。

《加算算定に必要な記録》

- ・サービス提供責任者の資格者証及び実務経験証明書
- ・勤務形態一覧表

⑩	人員基準により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。
---	---

《留意事項通知等》

居宅介護等⑨アと同じ

<重度障害者対応要件>

⑪	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者（登録事業者である場合に限る）の占める割合が <u>100分の50以上</u> であること。
---	---

《留意事項通知等》

居宅介護等⑩と同じ 算出方法については、次を参照

算出方法

- ① 前年度（4月～2月）又は届出日の属する月の前3ヶ月の利用実人員から、障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）利用実人員を出し、障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）の占める割合を算出する。
- ② 前年度（4月～2月）又は届出日の属する月の前3ヶ月の各利用者のサービス提供時間より、障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）の者のサービス提供時間を出し、全利用者のサービス提供時間のうち障害支援区分5以上又は喀痰吸引等を必要とする者（登録事業所である場合に限る）の者のサービス提供時間の占める割合を算出する。

※ ①及び②両方が適合しないと加算の対象にならない

算出の注意事項

- 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。
また、その割合については、毎月ごとに記録するものである。